

2026年度春semester「FIRST プログラム(韓国)」 募集要項

1. FIRSTとは？ - 科目概要と授業の特色について

FIRST(Freshman Intercultural Relations Study Trip)は1回生を対象とした短期海外実習プログラムです。APU が提供する多文化な環境や海外・キャンパス外学修の機会を積極的に活用して学び成長することができるようになるための「FIRST」ステップとして位置づけられています。

2007 年度より韓国・台湾・香港・日本にて実施し、これまでに多くの学生が参加をしてきました。2026年度春semesterは韓国にて実施予定です。

FIRST プログラムの最大の特徴は、海外実習において、少人数のグループごとに、くじ引きで決められる目的地(地方都市)に公共交通機関を駆使して自力で辿り着き、そこで現地の人々の協力を得ながら調査活動(アンケート、インタビュー、観察など)を行うという点です。各グループには派遣先国出身または派遣先国の言語・文化に精通した SA が同伴しますが、目的地への移動および現地調査の最中、SA は原則として危機管理面での支援・補助しか行わないことになっています。受講生はあくまで主体的・協同的に行動することが求められます。

授業内外で異文化の学生ともしっかりと交流したいけれども勇気が出ないという人や、今後交換留学やその他の海外学修プログラムに参加したいけれども自信がないという人に最適のプログラムです。一方、参加をして単位を稼ごうと考えている人や、海外実習を観光旅行気分を楽しもうと思っている人、グループ学習で仲間と協力せずに利益だけを得ようとする人(「ただ乗り」をする人)の参加はお断りします。

2. プログラムの詳細について

2026 年度春semesterの FIRST プログラムは以下の内容で実施されます。

科目名	「異文化フィールドワーク I」(共通教養科目)
担当教員	立山 博邦 准教授 / JUNG Jonghee 准教授
実施形態	海外実習(韓国)および事前・事後授業
実習期間	2026 年 5 月 28 日(木)~6 月 1 日(月)
履修登録	2026 年度春semester科目として登録(自動登録)
単 位	2 単位(2026 年度春semesterの履修科目登録上限単位数に含みません)
成 績	「P(合格)」または「F(不合格)」
開講言語	日本語
派遣人数	最大 120 名

3. プログラムへの申請と選考について

申請書類に不備がある場合は、選考対象となりませんので注意してください。

募集要項の内容を確認し、了承の上、申請してください。

申請資格	申請時点において、次の要件を満たす学生。 ① 1-2 セメスターの国内学生(言語基準を問わない)であること。 ② 申請時点で 2 セメスター生である者については、1 セメスター修了時に 14 単位以上修得していること。 ※日本語基準または日本語中上級を修了した、1-2 セメスターの国際学生も申請可能です。国際学生は、韓国への入国ビザの手続きを実習までに各自で行うことが条件です。
申請方法	オンライン申請フォームより申請 https://forms.office.com/r/HNg7VV9J5y (申請期間のみアクセス可) ※申請時に必要な項目(予め準備すること) ・ 参加希望理由と大学生活での目標(日本語 400 字以上) ・ 健康状況自己申告 ※締切直前はアクセスしづらい状況になることが予想されます。時間に余裕をも

	って申し込んでください。締切時間を超過した場合は受付を行いません。
申請期間	2026年4月1日(水)~4月10日(金)14:00 締切 募集ガイダンス: 2026年3月30日(月)13:00-14:00 F104教室
選考方法	定員以上の応募があった場合、審査を行います。 ※申請資格を満たし、志望理由の記載を含め完成された申請フォームを精査のうえ、参加可能と判断した学生のみが審査対象となります。 ※必要に応じて面接を行う場合があります。面接を無断で欠席した場合、参加意思がないものとみなします。
合格発表	2026年4月17日(金)中に Student Portal【お知らせ】にて通知します。

4. プログラムに関わるスケジュール

授業/実習	予定日時	内容
事前授業	1・2 4月22日(水)5・6限	プログラム概要、参加者ガイダンス、クラス・グループ分け、アイスブレイク、グラウンドルールの作成、学修目標ルーブリック、調査プロセス
	3・4 4月29日(水)5・6限	韓国語学習、調査トピックの検討
	5・6 5月6日(水)5・6限	韓国語学習、調査計画の検討
	7・8 5月13日(水)5・6限	韓国語学習、リスク・コミュニケーション、実習日誌、グループワークの振り返り、出発前ガイダンス
海外実習(韓国)	5月28日(木)~6月1日(月)	目的地への移動、現地調査、振り返りディスカッションなど ※別府より全員でバスに乗りし福岡空港へ移動します。
事後授業	1・2 6月3日(水)5・6限	海外実習の振り返り
	3・4 6月17日(水)5・6限	調査結果のプレゼンテーション

※事前・事後授業の教室は、合格発表時に通知します。

※グループ分けについては、第1回事前授業で発表予定です。



<事前授業>



<実習風景>



<事後授業/プレゼンテーション>

5. 参加条件

以下に記載する、参加に必要な提出物・プログラム費等の納付は責任をもって指定期日までに行ってください。指定期日までに提出物の提出・プログラム費等の納付が完了しなかった場合、いかなる理由であってもプログラムに参加することはできません。なお、その場合も、旅行規定・研修先の規定によりキャンセル費用が発生する際は、その支払いを行う必要があります。

(1)【全員】プログラム参加費用の振込み

支払方法等は、合格発表時に通知します。

プログラム費用	約 100,000 円(正確な金額は合格発表時に通知します)
支払期限(厳守)	2026年 4 月 24日(金) 14:00

◎プログラムに要する費用の内訳は以下のとおりです。

プログラム費用に含まれるもの	プログラム費用に含まれないもの (自己負担するもの)
<ul style="list-style-type: none">・ 実習費・ 往復貸切バス代(別府⇄福岡空港)・ 往復航空運賃(福岡空港⇄釜山)・ 危機管理サポートサービス料・ 海外旅行保険料	<ul style="list-style-type: none">・ バス乗降場所と自宅間の交通費・ 実習中の海外現地交通費・ 実習中の宿泊費 4 泊分・ 実習中の食費・個人的な買い物等費用・ 現地調査活動に関わる備品、コピー代等・ 予防接種費用(ガイダンスで案内・接種任意) その他追加発生する費用は自己負担となります。

(2)【全員】参加に必要な提出物

詳細は合格発表時にお知らせします。また、各項目について事前授業(参加者ガイダンス)にて案内します。

提出物	提出先	提出期限	詳細
誓約書	APU	2026/ 4/24(金) 14:00	参加者には「 プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書) 」の提出が義務づけられています。予め内容を確認し、同意の上プログラムに申請してください。誓約書へは、本人および保護者の入力・署名が必要です(電子署名)。
海外旅行保険被保険者告知書(保険申込書)	株式会社クレオヒューマン	2026/ 4/24(金) 14:00	個人で既に参加している場合も、APU及び派遣先大学が指定する海外旅行保険、危機管理システムへの加入が必要です。保険加入に関する詳細は、事前授業で説明します。
旅行者/緊急連絡先・パスポート情報	株式会社日本旅行	2026/ 4/29(水) 14:00	移動手配のため、旅行会社へ情報提供が必要となります。

(3)【該当者のみ】参加に必要な提出物

パスポート

パスポート未取得者、更新が必要な学生は、速やかに手続きを開始し、**4月29日(水)までにパスポートを取得・提出してください。**

また、パスポートの残存有効期間が、国籍ごとに定められた期間に満たない場合は、韓国に入学できません(日本国籍の場合、**入国日から3か月以上の有効期間が必要**)。各自確認のうえ、早めに更新手続きを行ってください。なおパスポート取得のために授業を休む場合、公欠にはなりません。

※万が一、パスポートの取得・更新が4月29日(水)までに間に合わない場合、5月14日(木)14:00が最終の提出期限となります。

査証(ビザ)

国籍によってビザ取得が必要な場合があるので、プログラム申請前にビザの要・不要を確認してください。ビザ取得は参加者個人が責任もって行なうものとします。

ビザが必要な学生は、合格後ただちに申し出てください。大学が発行する必要のある書類を用意します。

ビザ申請には、韓国からの帰国日を基準に6か月以上有効期限のある在留カードがないと審査が通らない場合がある旨、韓国領事館のウェブサイトに記載されています。また、申請時と受取時の2回、事前予約の上平日に領事館に行く必要がありますので、合格発表後にその時間がとれるかどうか考慮の上、応募してください。なおビザ取得のために授業を休む場合、公欠にはなりません。

ビザ提出締切:5月15日(金)

6. その他の手続き

以下は任意、もしくは場合によって対応が必要な事項です。合格後に詳細を案内します。

予防接種

事前授業にて、APUヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類、推奨レベルを案内します。予防接種は必須ではないので、推奨レベル等の情報に基づき、接種するかどうか各自判断してください。

外貨両替

今回は期間の短い実習となりますので、渡航前に韓国ウォンを必ず用意していただきます。そのため、各自で銀行に行って換金もしくは旅行会社手配の両替サービス(合格発表時に案内)を利用してください。

出入国に関わる書類・手続き

参加者は各渡航国・日本が指定するアプリのダウンロードやシステムへの登録、誓約書の提出を求められる場合があります。必要な手続きがある場合、詳細は受講者ガイダンスや出発前ガイダンスで別途お知らせします。

7. 留意事項

Off-campus Programs 参加における注意事項は、別紙「[立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に参加するにあたっての遵守事項](#)」を必ず確認してください。

8. スケジュール

日程	内容
3/30(月)13:00~14:00	募集ガイダンス(対面のみ、F104教室)
4/1(水)~4/10(金)14:00	募集期間
4/17(金)	選考結果発表
4/22(水)5・6限	事前授業 1・2(受講者ガイダンス)
4/24(金) 14:00	支払・提出〆切 ● プログラム費、誓約書 ● 海外旅行保険被保険者告知書
4/29(水) 14:00	提出〆切 ● 旅行者/緊急連絡先・パスポート情報
4/29(水) 5・6限	事前授業 3・4
5/6(水) 5・6限	事前授業 5・6
5/13(水) 5・6限	事前授業 7・8(出発前ガイダンス)
5/14(木) 14:00	パスポート画像提出最終期限(4/29に間に合わなかった学生のみ)
5/15(金) 14:00	ビザ画像提出期限(対象学生のみ)

5/28(木)~6/1(月)	現地実習
6/3(水) 5・6 限	事後授業 1・2
6/17(水) 5・6 限	事後授業 3・4
8 月	成績発表
8 月	2026年度春セメスター科目成績問い合わせ期間

9.問い合わせ先

アウトリーチ・リサーチ・オフィス
FIRST プログラム担当(名和、鏡、金)
Email: first@apu.ac.jp

2026年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に 参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスは必ず出席しなければならないこと。
- (5) プログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考をされているため、選考結果発表後の辞退は認められないこと。
- (6) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項

- (1) [全派遣プログラム(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)]参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されることを了承する。
- (2) [交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。
- (3) 上記に加え、以下のいずれかに該当する場合、選考結果発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあること。
 - A) 参加態度、出席状況等を勘案し、受講不相当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
 - C) 負傷、病気等で留学が適当でないと本学が判断した場合
 - D) プログラム期間中に、「Off-campus Study Programへ参加する学生のための危機管理ガイドライン(海外派遣プログラム対象)」に定める禁止行為を行った場合
 - E) プログラム所定の継続条件を満たさなかった場合
 - F) 学籍を喪失した場合
 - G) その他学生としての本分に反した場合
- (4) 参加を取り消された場合、成績は「F」評価となる(事前授業が開始される前に参加を取り消された場合は、「履修取消」となる)ことを了承する。ただし、交換留学、ダブルディグリープログラムおよび短期サマー/ウインタープログラム除く。
- (5) 次に当てはまる場合は、本学の判断により学生派遣が中止されることを了承する。
 - A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル2以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - B) 実習先での天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ及びそれに類する事象、危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
 - C) 派遣先が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

3. プログラム実施場所への集合・解散に関する事項

[全海外派遣プログラム(FIRST、サービ斯拉ーニングを除く)]

- (1) プログラム期間中は現地集合および現地解散となることを了承し、行程中の安全確保も含め自己責任で行動すること。
- (2) 学生本人が航空券の手配を行い、本学が指定する期日までに旅程の提出を行うこと。
- (3) 予め本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。
- (4) プログラム参加のための渡航期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

[FIRST、サービ斯拉ーニング]

- (1) プログラムは現地集合および解散は認められず、プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならないこと。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。

4. 健康・安全管理に関する事項

- (1) [全海外派遣プログラム(FIRST、サービ斯拉ーニングを除く)] 渡航前に、日本出国および日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[FIRST、サービ斯拉ーニング] 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムに加入すること。
[国内プログラムの場合] 本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (2) 健康管理は、自らの責任で行うこと。また、健康状況および学修支援の要否を所定の書式にて申告すること。
- (3) 既往症等がある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。

ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。

- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (6) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わないこと。
- (7) 予防接種について、本学から推奨された予防接種を希望する場合、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行うこと。予防接種が必須の場合、ガイダンスでの指示に従うこと。

5. 経費および補償に関する事項

- (1) 締切期日までの提出物提出またはプログラム費納付の未完了、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (2) 天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ及びそれに類する事象その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (3) プログラムに要する費用を本学に納入済みの場合、派遣中止、参加取消または辞退までに発生した費用を差し引いた差額が返金されることを了承すること。また、返金手続きには一定期間を要することを了承すること。
- (4) 本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 本人の故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならないが、本学および派遣先はその責任を負わないこと。

6. 査証(ビザ)取得に関する事項

- (1) 出発から帰国までに必要となる査証(ビザ)を確認の上、学生本人の責任で申請すること。
- (2) 必要となる査証(ビザ)は、本人の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なるため、必要となる査証(ビザ)(トランジットビザを含む)および必要書類等は、各大使館のホームページ等で各自確認すること。
- (3) 査証(ビザ)申請要件は予告無しに変更される場合があるため、最新情報を入手すること。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、査証(ビザ)発給国の定めにより渡航前に査証(ビザ)を取得できない場合以外は認められない。
- (4) 万一、査証(ビザ)が取得できない場合は、派遣または留学は取り消しとなること。また、査証(ビザ)が取得できなかったことを理由として、派遣または留学開始時期の変更等は行わない。
- (5) [国際学生のみ]プログラム実施国の査証(ビザ)以外に、日本の在留許可期限および再入国許可の条件を確認すること。

7. 履修計画について

- (1) プログラム応募に際して、履修科目および修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認すること。
- (2) 卒業までの履修に関わって問題が判明した場合に本学は特別な配慮等は行わないため、自己責任において応募を行うこと。

8. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報(氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報)は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国(日本、参加学生の母国、派遣国)の在外公館及び政府機関)に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____

学生本人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力不可)

学籍番号 _____

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関: _____)

所属 _____ (APM / APS / ST / GSM)

回生 _____ (1 / 2 / 3 / 4 / その他)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

保証人記入欄 ※保証人欄は、父母・身元引受者が記載してください。

■私は、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____

保証人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力、本人による代筆不可)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合